

幼小連携に関する協議のまとめ

練馬区教育委員会では、平成21年9月から12月まで、幼児期の教育と小学校教育との連携を望ましい方向に進めていくために協議を重ねてきました。その協議の内容等はつぎのとおりです。

1 協議の契機

つぎの状況を契機として協議を行いました。

幼児期から小学校への円滑な接続が求められていること。

就学前の生活から小学校入学後の生活の変化に対応することが困難な子供がおり、小学校1年生の学級では学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見受けられること。

小学校学習指導要領が改訂され、幼稚園に加え保育園との連携が新たに明記されるとともに、幼稚園教育要領および保育所保育指針が改訂され、幼稚園と小学校、保育園と小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれたことや、保育園において新たに保育所児童保育要録が規定され小学校へ送付することが義務づけられたこと。

2 協議の内容

練馬区における就学前教育や小学校教育の実態を把握し、課題を洗い出したうえで、つぎのような意見等が出されました。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期であるため、幼児期の教育の質的な向上を図るべきである。

幼児教育と小学校教育はそれぞれの発達段階に即した教育を行っており、異なる役割と特性をもっている。そのことをしっかり踏まえながら、両者のつながりを強めていくべきだ。

幼稚園、保育園と小学校との連携は現状では不十分であり、双方の必要感が薄いため、それぞれが組織的、計画的な連携を図れるような方策を検討していくべきだ。

小学校教師は幼児教育・乳幼児保育について、幼保の保育者は小学校教育について、それぞれが学ぶ機会を設けて、相互理解を図るべきだ。

幼稚園にも保育園にも通っていない、未就園児に対する教育施策が整備されていない。未就園児へのアプローチをもっと図るべきだ。

家庭の教育力の低下や青少年の規範意識の希薄化も不適應状況発生の一つの原因ではないか。就学前の教育を通して、家庭教育の充実を図るべきだ。

幼児、児童の望ましい成長と発達を行政としてどのように支援していくかという視点をもつべきだ。そのためには法令上・行政上の区分を越えた連携・調整が必要だ。

3 今後の取組

協議の結果、練馬区教育委員会としては、区立小学校に入学する子供一人一人が楽しく学ぶことができ、望ましい発達をとげるためには、公立・私立や幼稚園・保育園を問わず、連携をより推進していくことが必要であると考
え、つぎの3つを幼小連携の柱とした取組を今後検討し、推進していくこと
としました。

【幼小連携の3つの柱】

1 公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化

修了・入学時の連携

幼稚園幼児指導要録や就学時健診などを活用して幼・小の担任教員の情
報交換を行う。

教育活動の連携

園行事・学校行事の参観や参加などを通して教育活動の連携を図る。

その際、園児が小学校と交流ができる機会をできるだけ設定する。

研修・研究の連携

幼・小共同の研究を行ったり、研修会などを開催し、交流・連携を図る。

その際、教員の負担軽減にも配慮する。

教育課程編成・実施の連携

園行事、学校行事の連絡・調整を密に行うことを通して、幼・小が連携
して教育課程を編成し、実施することを目指す。

保護者との連携

就学時健診、新1年生保護者会、学校説明会などを活用して、幼・小の
教育情報を提供するとともに教育相談を実施する。

2 公私立保育園と区立小学校との連携の強化

おおむね「1 公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化」に準じた取組を
実施する。

3 公私立幼稚園と公私立保育園との連携の強化

幼稚園と保育園との連携

幼稚園と保育園とがお互いの交流を深めながら、組織的、計画的な連携
に向け、その内容や方法について検討する。

幼稚園・保育園・小学校三者による連携

幼・保・小の意見交換の場を設定する。

また、幼小連携の3つの柱に加え、つぎの課題についても、今後検討してい
くこととしました。

幼稚園にも保育園にも通っていない未就園児に対する対応

家庭教育の充実を図るための対応

法令上・行政上所管が分けられている関係部署の連携